

報道各位

新潟市経済部雇用政策課

「移住促進特別支援金」の周知について

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）在住者の地方暮らしへの関心が高まっていることから、就業・起業等の要件を満たして新潟市へ移住する方、転職せずにテレワークで新潟暮らしを体験する方に、「移住促進特別支援金」を交付します。

つきましては、同支援金交付事業の実施について、周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

【移住促進特別支援金（就業・起業等）】

- ・ 支援金額：世帯の場合50万円、単身の場合30万円
- ・ 対象者：移住する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、令和3年4月1日～令和4年3月15日の間に新潟市へ転入して1か月以上経過し、就業・専門人材・起業・テレワーク・関係人口・小規模企業者の代表者に関する要件を満たした者

【移住促進特別支援金（テレワーク体験居住）】

- ・ 支援金額：世帯の場合20万円、単身の場合10万円
- ・ 対象者：体験居住を開始する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、令和3年4月1日～令和4年3月15日の間に新潟市で1か月以上体験居住をした者

※対象者要件の詳細については、別紙チラシをご確認ください。

<問い合わせ先>

新潟市経済部雇用政策課 担当：福井・大高

電話 025-226-2149（直通）

移住促進特別支援金交付事業（就業・起業等タイプ）

東京圏 埼玉 千葉 東京 神奈川 から 新潟市への U・Iターンで



最大

50万円 交付

①～③の全て満たすこと

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京圏に在住**していたこと。

② 本市に関する要件

- 令和3年4月1日から令和4年3月15日の間に新潟市に住民票を移して転入 または **令和3年4月1日から令和4年3月15日の間に**、③仕事に関する要件の就業・起業等を開始したこと。
 - 申請時において、本市に転入後、**1か月以上6か月以内**であること。など
- ※申請日から1年以内に本市から転出した場合、特別支援金(就業・起業等)の全額返還が求められます。



③ 仕事に関する要件 ※A～Fのいずれかの要件を満たすこと

A 就業の要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 就業先が、新潟県の運営する「**企業情報ナビ**」、または新潟市就職応援サイト「**にいがたで働こう**」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）で**新規雇用（新卒採用を除く）**であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて当該法人に就業し、特別支援金（就業・起業等）の**申請時において当該法人に連続して1か月以上在職**していること。など

「企業情報ナビ」 「にいがたで働こう」



B 専門人材に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- プロフェッショナル人材事業** または **先導的人材マッチング事業**を利用した就業で**新規雇用**であること。
 - 週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業し、**申請時において連続して1か月以上在職**していること。
 - 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提**でないこと。など
- ※AまたはBの場合、申請日から1年以内に特別支援金（就業・起業等）の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金（就業・起業等）の全額返還が求められます。



C 起業に関する要件（下記のいずれかを満たすこと）

- 新潟市での起業から**6か月以内**で、公益財団法人にいがた産業創造機構が定める**UIターン創業応援事業** または **起業チャレンジ応援事業**の交付決定を受けていること。
- 新潟市での起業から**6か月以内**で、本市から認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの**証明書の交付**を受けていること。

D テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、**自己の意思により移住**した場合であって、**移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う**こと。など

E 関係人口に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前**1年以内**に、以下のイベントいずれかに参加したこと。
 - 本市が首都圏で開催する移住セミナー ●本市が開催する移住者交流会 ●本市が関係人口創出事業に認定した事業

F 小規模企業者の代表者に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 転入日の直前に**1年以上連続して東京圏で事業を実施**していること。
- 転入日以降も事業を継続し、**申請日において事業所を市内に移転**していること。

＜支援額＞

2人以上
世帯の場合

50万円

単身の場合

30万円

【申請受付期限】

令和4年 3月15日まで

※新潟市に転入後6か月以内。



事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから

ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく「移住支援金」及び新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱第9条に基づく「特別支援金（体験居住）」の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業等）の交付を受けることができません。

【問い合わせ】 新潟市経済部雇用政策課 新潟暮らし推進室 TEL : 025-226-2149

移住促進特別支援金交付事業（体験居住タイプ）

最大

交付

20万円

東京圏 **埼玉 千葉 東京 神奈川** 在住者が
新潟市で
テレワークすると



①～③の全て満たすこと

① 体験居住前に関する要件

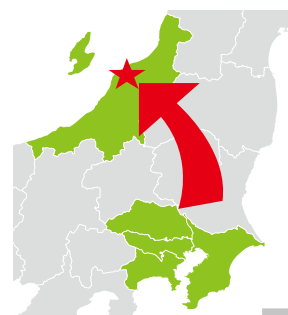
- 新潟市で体験居住する直前に、**連続して1年以上、東京圏に在住**していたこと。

② 新潟市に関する要件

- 令和3年4月1日** から **令和4年3月15日** の間に新潟市で体験居住を開始したこと。
- 特別支援金（体験居住）の申請時において、本市で **1か月以上** の体験居住を行ったこと。

③ 仕事に関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により体験居住**した場合であって、**新潟市を生活の本拠とし、体験居住前の業務を引き続き行う**こと。
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。



現在勤務中の企業



<支援額>

2人以上
世帯の場合

20万円

単身の場合

10万円

【申請受付期限】

令和4年 **3月15日**まで

※新潟市で体験居住を開始してから6か月以内。



事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから

注意

新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）交付要綱第13条に基づく特別支援金（就業・起業等）の交付を受けた者は、特別支援金（体験居住）の交付を受けることができません。

【問い合わせ】 新潟市経済部雇用政策課 新潟暮らし推進室 TEL : 025-226-2149